

京都市消防局訓令乙第8号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防団員の服装に関する規程の一部を次のように改正する。

平成22年1月8日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

題名を次のように改める。

京都市消防団員服装規程

第3条第1項各号列記以外の部分中「いう。）」の右に「及び機甲分団に属する団員（以下「機甲分団員」という。）」を加え、「及び第13条」を「，第9条及び第10条」に改め、「の各号」を削り，同項第3号中「作業服装」を「活動服装」に改め，同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第3項中「前2項」を「前3項」に，「及び別表第1の2」を「，別表第1の2及び別表第1の3」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 機甲分団員の服装は，活動服装とし，機甲分団ベストを着用するものとする。

第4条各号列記以外の部分中「，夏服，作業服及び夏用作業服」を「及び夏服」に改め，「の各号」を削り，同条第1号中「及び作業服」を削り，同条第2号中「及び夏用作業服」を削る。

第6条中「作業服装」を「活動服装」に改める。

第7条の見出しを「(活動服装)」に改め，同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り，「作業服装」を「活動服装」に改め，同条第3号中「その他」を「前2号に掲げる場合のほか，」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「防寒衣」を「団員（カラーガード隊員を除く。第12条において同じ。）」に改め、「の各号」を削り、「場合に」の右に「防寒衣を」を加え、同項第1号中「作業服装」を「活動服装」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「ゴム長靴」を「団員」に改め、「の各号」を削り、「半長靴」を「活動靴」に、「着用する」を「ゴム長靴を着用することができる」に改める。

第10条を次のように改める。

(所属名札の着用)

第10条 団員は、常装で複数の消防団又は分団が集合する場合で、団長が指示したときに所属名札を着用するものとする。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条第2項中「作業服装」を「活動服装」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「及び別表第2の2」を「、別表第2の2及び別表第2の3」に改め、同条を第13条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1の1を次のように改める。

別表第1の1（第3条関係）

男性用及び女性用

| 区 分 品 目 | | 正 装 | | 常 装 | | 活動服装 |
|------------------|-------------|----------------|--------------|----------------|--------------|------|
| | | 合 冬 服 着用 期間 | 夏 服 着用 期間 | 合 冬 服 着用 期間 | 夏 服 着用 期間 | |
| 帽 子 | 合 冬 帽 | ○ | | ○ | | |
| | 夏 帽 | | ○ | | ○ | |
| | 活 動 帽 | | | | | ● |
| | 保 安 帽 | | | ● | ● | ○ |
| | 防 火 帽 | | | | | ▲ |
| | 訓 練 用 防 火 帽 | | | | | ▲ |
| 衣 服 | 合 冬 服 | ○ | | ○ | | |
| | ワ イ シ ャ ツ | ○ | | ○ | | |
| | ブ ラ ウ ス | ○ | | ○ | | |
| | 夏 服（長そで） | | ○ | | ○ | |
| | 夏 服（半そで） | | | | ● | |
| | 活 動 服 | | | | | ○ |
| | 防 寒 衣 | | | △ | | △ |
| | 雨 衣 | | | ▲ | ▲ | ▲ |
| | 防 火 衣 | | | | | ▲ |
| | 訓 練 用 防 火 衣 | | | | | ▲ |
| 安 全 ベ ス ト | | | | | ▲ | |
| 靴 | 活 動 靴 | | | ○ | ○ | ○ |
| | ゴ ム 長 靴 | | | | | △ |
| | 短 靴 | ○ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ |
| | 半 長 靴 | | | ○ | ○ | |
| | 防 火 靴 | | | | | ▲ |
| 付 属 品 等 | ネ ク タ イ | ○ | | ○ | | |
| | バ ン ド | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 階 級 章 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 消 防 団 員 手 帳 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 白 手 袋 | ○ | | ▲ | | |
| | 作 業 用 手 袋 | | | ▲ | ▲ | ○ |
| | 消 防 団 長 き 章 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 消 防 団 員 き 章 | ○ | | | ○ | |
| | か ば ん | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 所 属 名 札 | | | △ | △ | |
| | 帽 雨 覆 い | | | ▲ | ▲ | |
| | 腕 章 | | | △ | △ | △ |

- 備考
- 印は、着用品目を示す。
 - 印は、業務の内容、時期、場所等により、必要と認められた場合に、○印品目に代え着用できる品目を示す。
 - △印は、第8条から第11条までに定めるところにより、着用する品目を示す。
 - ▲印は、業務の内容、天候等により、必要に応じ着用する品目を示す。
 - 常装時は、女性は半長靴を着用するものとする。
 - 活動服には、活動用下衣、活動服用バンド、エンブレム及び所属章を含むものとする。

別表第1の2付属品の項中「付属品」を「付属品等」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の3（第3条関係）

機甲分団員用

| 品 目 | | 区 分 | 活 動 服 装 |
|------------------|---------------|-----|---------|
| 帽 子 | 活 動 帽 | | ● |
| | 保 安 帽 | | ○ |
| 衣 服 | 活 動 服 | | ○ |
| | 防 寒 衣 | | △ |
| | 雨 衣 | | ▲ |
| | 機 甲 分 団 ベ ス ト | | ○ |
| 靴 | 活 動 靴 | | ○ |
| 付 属 品 等 | 階 級 章 | | ○ |
| | 消 防 団 員 手 帳 | | ○ |
| | 作 業 用 手 袋 | | ○ |

- 備考
- 1 ○印は、着用品目を示す。
 - 2 ●印は、業務の内容、時期、場所等により、必要と認められた場合に、○印品目に代え着用できる品目を示す。
 - 3 △印は、第8条に定めるところにより、着用する品目を示す。
 - 4 ▲印は、業務の内容、天候等により、必要に応じ着用する品目を示す。
 - 5 活動服には、活動用下衣、活動服用バンド、エンブレム及び所属章を含むものとする。

別表第2の1を次のように改める。

別表第2の1（第13条関係）

男性用及び女性用

| 品 目 | | 数 | 量 |
|---------|---------------------|---|---|
| 帽子 | 合 冬 帽 | 1 | 個 |
| | 夏 帽 | | |
| | 活 動 帽 | | |
| | 保 安 帽 | | |
| 衣服 | 合 冬 服 | 1 | 着 |
| | 夏 服 (長 そ で) | | |
| | 夏 服 (半 そ で) | | |
| | 活 動 服 | | |
| | 活 動 用 下 衣 (長 そ で) | | |
| | 活 動 用 下 衣 (半 そ で) | | |
| | 防 寒 衣 | | |
| 雨 衣 | | | |
| 靴 | 活 動 靴 | 1 | 足 |
| | ゴ ム 長 靴 | | |
| | 半 長 靴 | | |
| 付属品等 | ネ ク タ イ | 1 | 本 |
| | バ ン ド | | |
| | 活 動 服 用 バ ン ド | | |
| | エ ン ブ レ ム | 1 | 個 |
| | 所 属 章 | 2 | 個 |
| | 階 級 章 | 2 | 個 |
| | 消 防 団 員 手 帳 | 1 | 個 |
| | 白 手 袋 | 1 | 組 |
| | 作 業 用 手 袋 | | |
| | 消 防 団 長 き 章 | 1 | 個 |
| | 消 防 団 員 き 章 | | |
| | か ば ん | | |
| | 所 属 名 札 | | |
| 帽 雨 覆 い | | | |
| 腕 章 | | | |

備考 1 消防団長き章は消防団長の職にある者に対してのみ貸与するものとする。
 2 帽雨覆いは男性に対してのみ、半長靴及びかばんは女性に対してのみ貸与するものとする。

別表第2の2中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同表付属品の項中「付属品」を「付属品等」に改め、別表第2の2の次に次の1表を加える。

別表第2の3（第13条関係）

機甲分団員用

| 品 目 | | 数 | 量 |
|------|------------|---|---|
| 帽子 | 活動帽 | 1 | 個 |
| | 保安帽 | | |
| 衣服 | 活動服 | 1 | 着 |
| | 活動用下衣（長そで） | | |
| | 活動用下衣（半そで） | | |
| | 防寒衣 | | |
| | 雨衣 | | |
| | 機甲分団ベスト | | |
| 靴 | 活動靴 | 1 | 足 |
| 付属品等 | 活動服用バンド | 1 | 本 |
| | エンブレム | 1 | 個 |
| | 所属章 | | |
| | 消防団員手帳 | | |
| | 作業用手袋 | 1 | 組 |

附 則

この訓令は、平成22年1月10日から施行する。

(消防局総務部庶務課)